

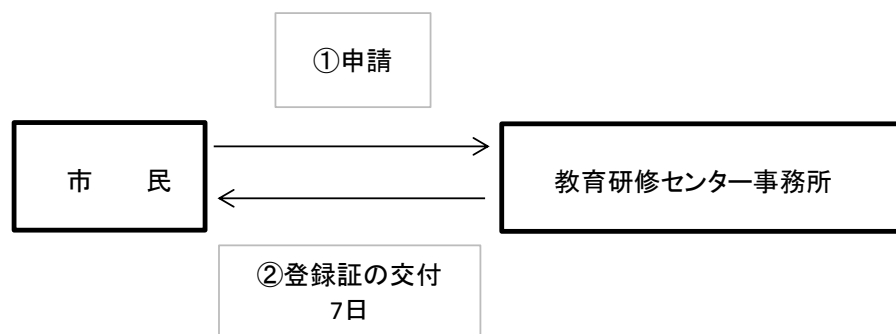
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	施設使用団体の登録	
処 分 の 概 要	申請に基づいて施設を使用できる団体を登録する。	
根 拠 法 令 名	松山市教育研修センター条例(平成28年条例第19号)	
条 項	第5条, 第6条第2項	
所 管 課	教育研修センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判断基準	<p>松山市教育研修センター条例第5条及び松山市教育研修センター条例施行規則第4条第2項に該当する団体の申請であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市教育研修センター条例 (施設の使用) 第5条 教育委員会は、第3条の事業を妨げない限度において、教育文化活動を行う団体に、別表に掲げる施設を使用させることができる。</p> <p>(使用の許可) 第6条 前条の規定により施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする団体は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の登録を受けるものとする。</p> <p>○松山市教育研修センター条例施行規則 (使用者の登録) 第4条 条例第6条第2項の登録を受けようとする団体は、松山市教育研修センター使用登録申請書(第1号様式)に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に申請しなければならない。 2 前項に規定する登録の要件は、教育文化活動を目的とする3名以上の団体であることとする。 3 教育長は、第1項の登録をしたときは、当該登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)の各構成員に松山市教育研修センター使用登録証(第2号様式。次項及び第5項において「登録証」という。)を交付する。 4 登録団体は、登録した事項に変更があったとき又はその構成員が登録証を破棄し、若しくは紛失したときは、速やかに教育長に申し出て、必要な手続きをしなければならない。 5 登録証の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中における登録の有効期間は、当該登録を受けた日から当該年度の3月31日までとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。